

# 令和2年度第1回北見市男女共同参画審議会議事録

日時：令和2年12月24日（木）10時00分～11時15分

場所：北見市役所北2条仮庁舎3階 庁議室

○出席委員：8人（欠席委員 4人）

川村会長、主藤副会長、五十嵐委員、田中委員、永田委員、  
村林委員、山内委員、我妻委員

○事務局：4人

岡田市民環境部長、井上市民環境部次長、大越市民生活課長、  
三輪男女共同参画係長

○次第：1 開会

2 委嘱状の交付

3 市長挨拶

4 会長挨拶

5 議事

（1）副会長の選出について

（2）第2次男女共同参画プランきたみ推進状況について

（3）性の多様性に関する市の取組みについて

（4）その他

6 閉会

<p>1. 開会 (事務局)</p>	<p>本日は何かとご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただ今から、令和2年度第1回北見市男女共同参画審議会を開会いたします。</p>
<p>2. 委嘱状の交付 (事務局)</p>	<p>会議に先立ちまして、 北見市男女共同参画を推進するための条例第29条第3項に、本審議会の「委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する」と規定されております。 このたび、新たに6人の委員の方が改選されましたので、本日出席されている新しい委員の方に対して、辻市長より委嘱状を交付させていただきます。 順次お名前をお呼びいたしますので、その場にお立ちください。</p>
<p>○ 自己紹介 (事務局)</p>	<p>&lt;委嘱状交付&gt;</p> <p>本日は、令和2年度第1回目の審議会となりますので、委員と事務局の自己紹介をひと言ずつお願いしたいと存じます。 では、席の順にお願いいたします。 &lt;委員自己紹介&gt; 次に、事務局職員の自己紹介をお願いします。 &lt;事務局自己紹介&gt;</p>
<p>3. 市長挨拶  (辻市長)</p>	<p>ここで、開会に当たりまして、辻市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には師走のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>北見市男女共同参画審議会の開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。 この度、改選により委員となられた皆様には、本審議会委員をお引き受けいただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、男女共同参画に係る市の諮問機関として多大なるお力添えをいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、本市では、男女共同参画社会の実現のために、「第2次男女共同参画プランきたみ」に基づき、各種事業を進めているところでありますが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や規模を縮小して開催するなど、計画の変更を余儀なくされている状況にあります。しかしながら、誰もが性別や年齢にかかわらず、ともに認めあい、いきいきと自分らしく活躍することができるまちづくりを目指すことに変わりはありません。</p> <p>こうした中、先の定例市議会において、「パートナーシップ制度」における市として考え方についてお示ししたところであり、本制度は、LGBTなど性的マイノリティの方々に寄り添い、多様な性のあり方や人権が尊重され、未来に希望をもてる社会を実現するために大変重要な施策であると考えておりますことから、本審議会のご意見を伺いながら、制度導入に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。</p>

<p>4. 会長挨拶 (事務局) (会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>○諸般の報告 (事務局)</p> <p>5. 議事 (1) 副会長の選出 について</p>	<p>本日は、第2次男女共同参画プランきたみの推進状況についてご議論いただくとともに、性の多様性に関する今後の市の取組みについて、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さまお疲れさまです。本日は年末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議事は、只今辻市長から説明がありましたとおり、第2次男女共同参画プランきたみの推進状況の報告、加えまして新たに性の多様性に関する市の取組みについてご審議いただくことになっております。</p> <p>男女共同参画及びダイバーシティの推進に関しましては、人権の面とイノベーションの創出の面の両面から大変重要であると認識されていると思います。特に企業のトップの方の話を伺いますと、企業の生き残りのためにこれは絶対に必要なことなんだと強調されることが多いです。</p> <p>事前に送られてきました報告書を拝見したところ、審議会の女性委員の比率などはまだ目標値に達していないように見受けられます。</p> <p>これは私の職場も同様な問題に直面してしまして、日々取り組んでいる次第でございますけれども、北見市の活性化のためにぜひ改善していければと思っておりますので、新しい委員の皆様にも議論に加わっていただきまして、ぜひ活発なご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>大変申し訳ございませんが、市長は他の公務がありますことから、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>&lt;市長退席&gt;</p> <p>それでは、事務局より諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>本日、伊藤委員、長瀬委員、古田委員、丸山委員は、所用のため欠席の申し出がありました。主藤委員は、遅参するとの連絡がありましたので、本日の出席委員は12名中8名でございます。</p> <p>したがいまして、北見市男女共同参画審議会規則 第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますことから、本日の会議が成立していただきますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、この先の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>会長の川村です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事(1)の副会長の選出を行います。</p> <p>北見市男女共同参画を推進するための条例第29条第3項に、本審議会の「委</p>
---	---

<p>(会長)</p>	<p>員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する」と規定されております。 この改嘱に伴い、現在、副会長の職が空席となっております。 北見市男女共同参画審議会規則第2条により、委員の互選により定めることとなっております。 選出にあたりまして、どなたかご意見ございませんか。</p> <p>&lt;事務局一任の声&gt;</p>
<p>(会長)</p>	<p>事務局から何か提案はありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>事務局一任の声がありましたので、事務局から提案させていただきます。 副会長には主藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。主藤委員はまだ来ておりませんが、事前に了承はいただいております。 &lt;異議なし&gt;</p>
<p>(会長)</p>	<p>異議なしとのお声ですので、主藤委員を副会長にお願いしたいと思います。 只今、主藤委員が来られましたので、到着直後ですけれども挨拶をお願いいたします。</p>
<p>(副会長)</p>	<p>皆さまおはようございます。第1回目の会議に大変遅くなって申し訳ございません。北見商工会議所労政委員会の委員長を務めていまして委嘱をいただきながら、会議に参加させていただいております。 いろんな形で、女性をはじめいろんな人たちが参画できるようなまちづくりができたらいいなという思いで参加しております。そのなかで、今コロナ禍の状況でいろんな活動が制限されている時期ではございますけれども、年明けて少しでも良くなっていく方向で皆さん努力されていると思います。 そのような中でも、審議会自体はどんどん活性化を進めながら本当により良いまちづくりができたらと考えております。 今回、副会長という役職をいただいて私も精一杯頑張っていくつもりでございますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>続きまして、事務局より資料の確認をしていただきます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>&lt;会議資料の確認&gt;</p>
<p>(会長)</p>	<p>本日の会議資料について説明がありました。 他に事務局から何かありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本審議会は、議事録を市のホームページに公表することとなっておりますので、委員の皆様にはあらかじめご了承いただき、ご発言の際はお名前を言ってから、ご発言をお願いいたします。</p>

	<p>それでは、忌憚のないご意見を頂きますようお願い申し上げます。</p>
(会長)	<p>議事(2)の「第2次男女共同参画プランきたみ推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>資料1に基づき説明</p>
(会長)	<p>議事(2)の「第2次男女共同参画プランきたみ推進状況について」事務局より報告いただきました。 ご質問、ご意見はございませんか。</p>
(会長)	<p>私のほうからよろしいでしょうか。 先ほども申しましたように女性の委員登用率に関してなんですけど、現在の登用率が30%で女性委員の数が478人と資料ではなっております。478人というのは結構な人数だなと思ったんですけど、比率としてはまだまだ目標に達していないと思います。 ですので、その辺はどのようにして増やしていくのか方法論について何かお考えがあるのでしょうか。特に公募委員を増やしたいというお考えなのでしょうか。いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>公募委員も含めまして、女性委員の登用率を増やしていかなければならないと考えておまして、委員の推薦の際とか、公募も含めてなんですけど、特に委員の推薦の際に男女共同参画社会の実現のために、できる限り女性委員の登用をお願いしたいといった、推薦文に文言を付け加えていただくようお願いして、現在実施しているところでございます。ただなかなか増えていかないというのは現実としてありますので、今後も増やしていく方法を検討していきたいと考えております。</p>
(会長)	<p>478人のうちの公募の人数の内訳といったデータはありますか？すぐ出ませんか？ もし、公募委員の中でもっと女性委員の数を増やしたいというお考えでしたら、私たちの職場でも苦勞しているので、共通の悩みですけど公募の文言の中に「北見市としてこの目標値を達成するために女性委員を登用しています」といった「女性を積極的に採用します」といった文言があったほうが応募する側としては、採用される可能性が高いのではないかという期待が持てて、応募しやすいんじゃないかと思います。後押しするような文言を載せるとちょっと変わるのではないかという期待があるのですが、何かありますでしょうか。</p>
(事務局)	<p>只今、会長よりご質問のありました公募委員に関して、令和2年4月1日現在で市の附属機関等における公募員の実施状況ですが、88機関中45機関が</p>

公募を実施しておりまして、総委員数が1,660人中、公募委員が116人、そのうち女性委員が45人となっております。

今、会長からお話がありまして、事務局からも説明があったとおり、こういった文言を足してくださいといったようなパターンを何パターンかお出ししまして、積極的にそれぞれの関係部署も文言を入れている現状はありますけれども、どうしても選ばれる委員の中に女性職が当たっていない委員であったり、公募で男性しか出てこないといった現状もありまして、その辺で私どもも苦労しているところではありますけれども、積極的に関係部署にも働きかけて、少しでも多くの女性委員の方が公募で選ばれるようにということは考えております。今後も自分たちの部局でもそういった形で検討しながら積極的に働きかけていきたいと考えております。

(委員)

女性側の男女共同参画に対する考え方は、社会的には変わってきていると思うのですが、ひとりひとりの意識は追いついていないように思います。

例えば、この審議会は、「男女共同参画」だから女性の登用が高くなっておりますけど、そういうところ以外は、女性はあまり出席されていないのかな？と思ったり、だけど逆に言うと会議がいつあるかわからないから時間に融通の利く主婦の人がなりやすいのかもしれないとか、なんかそういったいろんな条件があって、やりたくないと思う人も多いかもしれないし、わからないですね、その辺りが。まだまだ意識改革が必要だと思います。

(会長)

委員のおっしゃる通りでどちら側も色々変えていかなければいけなくて、今の男女比のアンバランスというのは、差別によるものという訳ではなくて、そもそも女性がそういうところに応募しないという理由で、比率が圧倒的に下がっているというケースが多いと思います。その背景には、文化的なものとか、親からの影響とかがあると思うんですけど、人手不足の中で女性がどんどん活躍していかなければならない、出ていかないとならないと社会は成り立たないですから、できるところから比率はどんどん上げて、それが普通という風になっていくのが理想的かなと考えています。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

報告書の3Pにある進捗状況自己評価の「C達成が不十分であり改善を要する」の2事業とは、具体的にどういうことがうまくいっていなかったんでしょうか。今後の取組み方区分にある「③手段を改善する必要がある事業」が6事業あるので、その点についてわかれば具体的に知りたいと思います。

(事務局)

「C達成が不十分であり改善を要する」の2事業は今も話題に上がりました13Pの事業番号1「市の審議会、附属機関等への女性委員の登用促進」が該当します。今もいろいろご意見をいただきましたし、こちら側としましても改善を必要とすると考えております。もう一つは14Pの事業番号4「職場にお

	ける女性職員の登用及び男女役割分担意識の是正」になります。こちらは市の管理職登用の達成率と男性職員の育児休業の取得促進について、まだ達成が不十分であることから、改善を要するという形になっております。男性の育休取得も令和元年度の事業実績の中にございますが、取得実績が1人ということで少ない状況にありますので、こちらにつきましても、積極的に取得できるようなことを担当部局では考えているところでございます。
(委員)	これが改善する事業ということでしょうか。
(事務局)	そのようになります。
(会長)	他にいかがでしょうか。
(委員)	すみません、せっかく校長先生がいらっしゃるの、お聞きしたいのですが、教育現場で男女共同参画とか、性的マイノリティも含めてどんな指導がされているのでしょうか。教科としてはまだないでしょうけれども、どのような状況なのでしょうか。
(委員)	教科指導という形ではなっていません。ただそういう言葉が多く聞かれるような時代になってきているというのは事実です。 まず、職員間で例えば研修をしているとか、子どもたちがそういう環境になったときに自分の思いを伝えられるようなそういう信頼関係を作っていかなければならないという話は職員間で出ています。職場によっては差があるというのは実際のところなんでしょうけれども、出てきていると思います。今後それではどう一歩進めていくのかということについては、まだまだ教育現場でも課題があるかなと思いますが、職員が勉強してそれを共有してくるところを草の根的にやっているというのが、個人的には思う状況かなと思います。
(委員)	名簿とかは混合になっているのですか。
(委員)	勿論です。そういう辺りはほぼなっています。ただ、制服の問題とか大きな話題になっているのかなと感じてはいます。
(委員)	男女格差というのは、もう小中学校辺りではもうありませんか？
(委員)	それは職員の男女格差ということでしょうか。
(委員)	いえ、指導として、子どもたちは男女平等ということになっていきますか。
(委員)	「男の子は何色」とかも含めてそういうのはもうほぼないんじゃないです

	<p>か。平等や個人として尊重していくという意識は成立していると思います。</p>
(会長)	<p>それについては、次の議事でも話題になるかもしれませんが、この辺でよろしいでしょうか。</p>
(会長)	<p>それでは、議事（２）につきまして他にありませんか。</p>
(委員)	<p>すみません、よろしいでしょうか。</p> <p>この次の議事でもある「パートナーシップ」がもしこういう方向に行くのであれば、この文言自体が古臭く感じるというか、「男女がともに安心して」とかそういう言葉について、先ほど市長さんが挨拶で「誰もが」というフレーズを使っていたと思うんですけど、そういうことも男女にこだわらず、去年の講演会でもこの「男」・「女」・中間、中性的なものも含めてという話がありましたので、計画を進めていく上ではこの文言そのものも、この後何年間かはこの第２次計画ですけども、第３次計画策定のころには今までの感覚も変わって「男女」という言葉ではない言葉を使用することで、北見市は進んでいるんだよとなるので、政府が「男女共同」と言っているからそれはそれで仕方ない部分もあるかもしれませんが、細かい文言も含めて変わっていったほうがいいのかと感じました。</p>
(会長)	<p>そうですね、貴重なご意見ありがとうございました。この第２次計画は令和９年度まで事業は続いていきますけど、その次もありますので考えていくと良いかと思います。</p>
(委員)	<p>名称を変えるのは大変だと思いますが、そういうのも含めて議論していったらいいのではないのでしょうか。</p>
(会長)	<p>そうですね。それではほかにご意見等ありませんか。</p> <p>なければ、議事（２）「第２次男女共同参画プランきたみ推進状況について」承認してよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;承認&gt;</p>
(会長)	<p>次に、議事（３）の「性の多様性に関する市の取組みについて」事務局から説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>資料２-１～資料２-５に基づき説明</p>
(会長)	<p>ただいま、議事（３）の「性の多様性に関する市の取組みについて」事務局より説明いただきました。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>



(委員)	性的マイノリティはというふうに証明するのでしょうか。性的マイノリティの定義はここに記載してありますけど、病院の証明とか必要でしょうか。
(事務局)	そういった証明は必要ありませんし、証明できるものではないと思います。
(委員)	私、前にも言いましたけれども、選択的夫婦別姓についてやってほしいなと思っています。男女ではありますけれども、同じような考えでいく、そういうのは配慮される、という形になると考えていいのでしょうか。
(事務局)	その点についても検討課題になります。
(委員)	パートナーシップ制度で例えば受けられる公的サービスですが、マイノリティだということを証明しなくてもいいんですね。
(事務局)	今回、参考に添付しました、札幌市の要綱にある確認書をご覧ください。これを全て踏襲するわけではありませんが、要件として、確認書において確認していくことになります。例えば、性的マイノリティであるとか、婚姻していないとかかあると思います。婚姻につきましては、公的証明は必要になりますが、性的マイノリティに関しては、公的証明や第三者証明は添付できませんので、証明することはないと考えております。
(委員)	大変スピーディーな対応で助かる人がたくさんいるだろうなと思っています。札幌市の次に北見市ってすごいと思います。予算があまりかかるものではないから、どんどん進められたのかもしれませんが、こちらの制度は来年度から第2次計画の4番目の事業として入っているということでしょうか。
(事務局)	<p>パートナーシップ制度の導入時期については、例えば来年度から始めるとかいう段階ではありません。4、5年かけて検討するということは当然ありませんが、明確に今、令和3年度から導入するというではありません。</p> <p>時期については、今後市の関係部署の職員が集まっての協議や、当然市民の皆さんの声や当事者の方などいろんな人の声、又審議会においても導入時期をこれから検討していきたいと思います。先ほども申したとおり、何年先にとは考えておりません。なるべく早くと思っています。次回若しくは早い時期にこの審議会でもお示しして、ご協議いただきたいと思います。</p>
(会長)	現時点では大きな方向性としてのみということですね。
(事務局)	まず、導入について市は取組みを進めていくという考えですので。
(委員)	そうなるとこれは来年度のものになるわけではないんですね。

<p>(事務局)</p>	<p>その辺も含めてこれから検討していくということになります。</p>
<p>(委員)</p>	<p>それほどお金のかからない事業であればどんどん進めてほしいと考えております。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他にいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>資料 2-3 に「宮城県」とありますが、宮崎県ですね。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そうですね、宮崎県です。申し訳ございません。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他、いかがでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>私も新聞やニュースでパートナーシップ制度について検討されているのを見まして、確か去年の審議会で協議したときはまだ、例えば市役所とかそういうできるところから取り組んでいくといった感じから、ずいぶん進んだなと思いました。そういうふうに進んだうちの一つに、この資料 2-1 にあるように、当事者団体から要望書があったので、どういう経緯でこの話題が出てきたのかなと疑問に感じたので知りたいと思いました。</p>
<p>(会長)</p>	<p>大きくはこの流れとして資料に書かれているとおりだと思うのですが、何かのプロセスで加速したというのがありますでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>このパートナーシップ制度、LGBT など性的マイノリティに関しては、平成 30 年度から市議会でも色々取り組みについてご質問等いただいて、先ほど係長から説明したなかで、資料 2-1 にあるように市ではこれまで性の多様性について取り組みをずっと進めてきております。また、この資料には書いておりませんが先ほど教育現場での話題がありました、制服のスカートとスラックスの選択制の部分も進めております。</p> <p>審議会でもこのパートナーシップ制度について、平成 30 年度に一度お伺いしたときには、まだその段階ではない、市民の理解を進めることが第一だというご意見をいただいて、それを踏まえて市として今まで取り組みを重ねてきた中で、令和 2 年 12 月 1 日に当事者から要望があったというのは一つ大きなきっかけになったかなと思います。やはり、当事者から直接声を聞くと、日常生活の中で声を上げづらい、生きづらいというそういう人たちの声があり、市として当事者に寄り添った施策が、男女共同参画プランを進めている中では非常に大事な施策だと判断して、今回パートナーシップ制度の導入について取り組みを進めることになったという経過でございます。急に今回なったわけではなく、今までずっと市民への啓発や市の中でも職員研修の積み重ねとかの経過を経た中で、今回導入について取り組みを進めていくという判断に至ったということでございますので、ご理解をいただければと思います。</p>

<p>(委員)</p>	<p>はい、経緯がわかりました。ありがとうございました。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今後の方向性として民法の改正に向けて市議会で意見書を国に挙げるとか同性婚を認めるような法的に、病院での同意とかそのレベルではなくてやっぱり財産分与を含めての法的に認められるような方向性というものを、これを宣言する自治体としては、更に国への要望書なんかを考えないと整合性がないというか、こういう人たちが更に権利を行使できるような形に持っていく方向性を北見市としてもそういうものも必要になっていくんじゃないかなと思います。そうでないと、形だけじゃないのとか、流行りだからじゃないのとか、その程度で終わってしまうので、そういうことを考えて進めていただきたいと思います。そうでないと本当の人権に繋がっていかないかもしれないと思いますが、皆さんはどう思われているのでしょうか。</p> <p>家族制度が壊れるとか少子化対策で結婚して子供を増やせとか、そうしたものが未だにあったり、生産性のない同性婚に対してマイナスなことを言ったりする議員もいますから、北見市としてそうしていくかということも考えていかないと、この先のことですが感じます。</p>
<p>(会長)</p>	<p>なかなか難しいと思いますが、まずは一歩ずつ進めていく先にあるのかなと思います。ここだけの議論じゃなくて、市民の皆さんのコンセンサスが得られないと進められないと思いますので、まずは今回の話は一歩前進と受け止めていかがでしょうか。</p>
<p>(会長)</p>	<p>他に、ご意見、ご質問はいかがですか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>企業の考え方もお聞きしたいです。</p>
<p>(会長)</p>	<p>企業でも LGBT の人権は配慮されていますよね。</p>
<p>(副会長)</p>	<p>そうですね。大企業をはじめ、中小企業でもどんどん取組みを進めているところがありますし、今、就職するうえでも履歴書自体も性別を記載する欄がないものが一般的になってきています。また、受入側でもある企業としても働きやすい環境をつくっていくというのが第一前提になっているので、企業側としては市民の皆さんより、浸透しているという気はします。ただやっぱり、昔からの生活様式と違って、さまざまな生活の仕方がありますし、それぞれ人生の歩み方があるわけですから、多様化しているというところで、周りが追いついていない状況が続いているものですから、それを受けて加速アップしていかなければならないというのは、事実だと思います。</p> <p>市民の皆さんもこういう性的マイノリティの方がいらっしゃるとい</p>

は、多分言葉で聞いていても理解していない方が大半だと思います。それを受け入れる人もいれば、受け入れられない人もいるというのが現実だと思いますので、理解していく上での活動はこの認証という原案というものが本当に必要だという気がします。

今いろんな情報が取捨できる時代になってきていますので、さまざまな媒体を使っていきながら、北見市としてこういった方向で進んでいるというのが、一般市民に向けてどんどんしつこいくらいに告知していかないと理解するとか、協力をいただく部分も含めてですけど、そこまで行きつくには時間がかかる気はしています。ですから早くやらないといけないかなというところはあります。

(会長) はい、今回のところはこれでよろしいでしょうか。審議会としましても今後性多様性に関する市の取組みについてさらに検討していくといとなります。よろしいでしょうか。

<承認>

(会長) ありがとうございます。

(会長) それでは、議事(4)「その他」ですが、何かありますか。

(委員) コロナ禍にあって女性の自殺が増えたとか非正規雇用が女性に多いと思いますが、女性の貧困が増えているとか、ひいては子どもの貧困につながりやすい、勿論男性でも職を失った人もいるとは思いますが、ずいぶん女性のことがマスコミを通じて聞くものですから、そういうことを北見市で対応をされているのかお聞きしたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスで男性も女性も同じく能力に応じて働くことができるというのを目指してやってきたのに、随分女性がこの一年大変な目に遭っているなと思いました。北見市でも実態とか雇用対策とか、男女共同参画の中で話し合われているのか、市で把握していることがあれば教えていただきたいと思います。

(会長) 一般的には、非正規の方々の女性の比率が高く苦勞されている方が多いのかなと思いますけど、市として把握されていることがありましたらお願いいたします。市に対して相談は増えているのでしょうか。

(事務局) 私どもの課である市民生活課では、消費生活センターを設けております。センターにてそういった相談、仕事に関する相談は私の耳には入っておりませんが、コロナ禍の関係でどうしても家にいることが多く、その関係でスマホやインターネットをみて商品を購入してその商品のトラブルというのはよく聞きます。例えば、健康食品が1回目は500円とか無料と言いつつ、実は定期で3回以上買わなくてはいけないというのが小さく表示され

たり、載っていないとわからなくて1回のもりで買ったら実は複数回だったという相談は多く受けていたりしています。けれども、仕事がなくなってという相談が多いという話は消費生活センターでは聞いていないですね。どうしても商品トラブルに関する場合は、働いているというより家にいるときのほうが多くなったり、自宅での仕事だったり、自粛期間が長かったりということが増えてきているというのは聞いております。回答になっていないかもしれませんが、いろんな部分で啓発しなければならないというのはここ一年感じているところではあります。

(委員)

女性の雇用の問題で、北見商工会議所とかはどうですか？

(副会長)

このコロナ禍のことは都会の問題だという認識があるのかもしれないですけど、私は北見市でも結構いろいろあると思います。

けれども相談しづらい、どこに相談していいかわからない、相談そのものが恥ずかしいという思い込みの中で、実際に隠れてしまっているという気はします。正直言って都会よりむしろ地方がそういうのが大きいような気がしています。ですから、いろいろやっていただいているのですが、やはり敷居が高いというか、そこをどうやってハードルを下げていくかという努力は、これから長期戦になりますので、そこをいろんな形で揉んでいかなければならないかなということと、後、相談しているいろんな援助も受けられるということもどんどん情報を発信していきながら、生活が賄えられるような形の中の仕組みを作っていかなければならないかなという気はしています。ただ、正直私はいろんな声をいうものは埋もれている気がします。

(委員)

泣き寝入りみたいなことも、女の方は今までずっとやってきていたということも大きな問題というか、もしそういうことでいろんな、虐待もそうだし、夫婦間の問題だけではなくて、社会的に就職でも勿論差があるということでもいろいろ事業に取り組んでいるということなのですよ。表面化して出てこないというのが怖いかもしれません。

(事務局)

委員がお話したように、今、課長から市民環境部の取組みを説明させていただきましたが、市といたしましてはそれだけではなくて子ども未来部の子ども支援課に相談窓口を設置しましてですね、女性や子どもの様々な相談に応じているところでございます。

(委員)

女性と子どもは一緒なのですか。

(事務局)

はい、一緒でございます。状況によっては市の部局であります保健福祉部とか関係部署に繋いだりして、生活に困っている方がいらっしゃいましたら、対応する際に適宜行っているとこととでございますので、補足させていただきます。よろしく願いいたします。

<p>(会長)</p>	<p>ありがとうございます。市でも色々相談にのっていただけるということで        どんどん住みよいまちになっていってほしいと思います。        それでは他にありませんでしたら事務局からお願いしてよろしいでしょう        か。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>事務局からは2点、お願いとご連絡を申し上げます。        1点目は、本日資料としてお配りしている審議会委員名簿、本会議の議事        録を、市のホームページで公開いたします。議事録は、事務局で概要を要約        し、事前に書面にして委員の皆様へ送付しますので、ご発言の趣旨をご確認        いただきますようお願いいたします。        2点目は、本日の会議のご出席に伴う委員報酬及び交通費につきまして、        ご指定いただいた口座に後日振込をさせていただきます。        事務局からは以上でございます。</p>
<p>(会長)</p>	<p>事務局より、ホームページ掲載と委員報酬などについて説明がありました        が、ご質問などはございますか。なければ、本日の議事を終了しましたので、        進行を事務局に、お返しいたします。</p>
<p>6 閉会 (事務局)</p>	<p>活発にご議論いただき、ありがとうございました。これで第1回北見市男        女共同参画審議会を終了します。        本日は、年末のお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。        気をつけてお帰りください。</p>